

## 第 1 章 総 規

第1条 この会は、和道流空手道連盟北海道地区協議会（以下「連盟道本部」という。）と称する。

第2条 連盟道本部の本部及び事務局は議長（以下「本部長」という。）が常任理事会の承認を経てこれを定める。

第3条 連盟道本部は、本部長が必要と認めた場合、理事会の議を経て各地区連絡協議会を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

第4条 連盟道本部は、和道流空手道連盟総本部に属し、和道流空手道の練磨研鑽を通じて心身の鍛錬を図り、人格を陶冶し社会文化の発展と国際親善に寄与することを目的とし、財団法人全日本空手道連盟に協力し、空手道の振興を図るものとする。

第5条 連盟道本部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 空手道の錬成及び普及振興
- (2) 審査会等の開催
- (3) 指導体制、審判体制の確立
- (4) 全道、全国及び国際大会の開催
- (5) 各種大会への参加
- (6) 刊行物の発行
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員及び組織

第6条 連盟道本部の会員は、正会員、賛助会員、名誉会員による。

- (1) 正会員は、所属支部員（学校・道場）又は常任理事会において個人会員として承認され、入会手続後3ヶ月以上経過した者
- (2) 賛助会員は、空手道の愛好者で本連盟の発展に協力寄与した者の内、理事会の推薦を経て本部長が承認した者
- (3) 名誉会員は、本連盟の会員で空手道の発展に著しく寄与し、常に本連盟のため尽力した者で、理事会の推薦を経て本部長が承認した者

第7条 連盟道本部は、総本部規則第4章第13条第4項により連盟道本部及び分会のもとに支部（学校、職場、道場等を含む。）を設置することができる。

2 支部の設置は、連盟道本部を経由して申請を総本部常任理事会の議決を経て会長が認可する。

3 分会の設置は、所属支部を経由して申請し常任理事会の議決を経て本部長が認可する。

4 認可された支部には、会長、分会にあつては、本部長が認可証を発する。

5 個人会員は、個人が申請し、常任理事会の承認を経て本部長が認可した者とする。

第8条 連盟道本部は、和道流空手道宗家を会長及び最高師範とし、連盟道本部創立の原点に立ち宗家を中心に総本部規則に定める規定に基づいて運営されるものとする。

## 第 4 章 役員構成

第9条 連盟道本部に、次の役員を置き、任期を2年とする。 但し、補充再任を妨げない。

- |         |     |           |     |
|---------|-----|-----------|-----|
| (1) 本部長 | 1名  | (2) 副本部長  | 若干名 |
| (3) 顧問  | 若干名 | (4) 常任相談役 | 若干名 |

(5) 相談役	若干名	(6) 参 与	若干名
(7) 監 事	2 名	(8) 理 事 長	1 名
(9) 副理事長	若干名	(10) 理 事	若干名
(11) 事務局長	1 名	(12) 事務局次長	若干名
(13) 常任理事	若干名	(14) 技術審議委員	若干名
(15) 団体対策委員	若干名	(16) 統制委員	若干名

- 2 本部長は、理事会（総会）において互選する。
- 3 副本部長は、理事会（総会）の推薦を経て本部長が任命する。
- 4 顧問は、各界の有識者より、常任相談役、相談役及び参与は、本連盟に貢献著しい者よりそれぞれ理事会が推薦し、本部長がこれを委嘱する。
- 5 理事長、副理事長は、理事会（総会）の推薦を経て本部長が任命する。
- 6 常任理事、理事の選出規定は、別に定める。
- 7 事務局長、事務局次長は、理事の中から本部長が推薦し、理事会において承認をえる。
- 8 監事は、理事会の推薦により本部長が任命する。
- 9 技術審議委員は、最高師範の承認を経て本部長が任命する。
- 10 技術審議委員長は、技術審議委員の中から本部長が任命する。
- 11 団体対策委員及び統制委員並びに個々の委員長は、常任理事会の推薦に基づき本部長の同意を得て理事長が任命する。

#### 第 5 章 役 員 任 務 等

- 第 10 条 本部長は、本連盟の事業を総理し、連盟道本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故ある時は、その業務を代行する。
- 第 11 条 顧問、相談役及び参与は、重要案件につき本部長及び理事会に対し、諮問に応ずる他、意見を述べることができる。
- 第 12 条 理事長は、本連盟の常務を総括し、本部長から委任された事項について代行することができる。
- 第 13 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその業務を代行する。
- 第 14 条 常任理事は、常任理事会の審議に参加し、常務を執行する。
- 第 15 条 理事は、理事会を組織して、この規則の定める所に従って業務を行う。
- 第 16 条 監事は、毎年 1 回定期的に連盟道本部の事業及び会計を監査し、理事会で報告する。
- 第 17 条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局全般及び会計の管理事務を執行する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が事故ある時は、その業務を代行する。
- 第 18 条 技術審議委員は、技術審議委員会を構成し、本部長の同意を得て技術業務の推進を図る。
- 2 技術審議委員は、常任理事会及び理事会に出席し、技術業務について意見を述べるることができる。但し、採決には加わらない。
- 3 技術審議委員会の運営規則は、本部長が別に定める。
- 第 19 条 連盟道本部に次の委員会を置く。
- (1) 財団法人全日本空手道連盟対策委員会
  - (2) 全日本学生空手道連盟対策委員会
  - (3) 全日本空手道高等学校空手道連盟対策委員会
  - (4) 統制委員会
- 2 前項の委員会は、常任理事会にその常務内容を提出し審議に応ずる。

#### 第 6 章 会 議

- 第 20 条 本連盟の会議は、理事会（総会）常任理事会、統制委員会、技術審議委員会及び専門

部委員会とする。

- 2 会議は構成員の2分1以上を以て成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
- 3 委任状による出席は認める。但し、議決権は有さない。

第21条 理事会は、年1回定期的に開催するほか理事長が必要と認めた時、理事長が本部長の同意を得て臨時に招集することができる。

- 2 理事会は、総会と兼ねることができる。
- 3 理事会は、連盟道本部の執行方針を決定し、運営の責に任ずる。
- 4 理事会は、常務に関し、常任理事会に委任することができる。

第22条 常任理事会は、本部長、副本部長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長事務局次長を以て構成し、理事長を議長とする。

- 2 常任理事会は、本部長若しくは理事長が必要と認めた時に開催する。
- 3 常任理事は、理事会の決定方針に基づき、常務を執行する。

第23条 技術審議委員会は、本部長、副本部長、理事長、副理事長、技術審議委員をもって構成し、技術審議委員長を議長とする。

- 2 技術審議委員会は、委員長が必要と認めた時に本部長の同意を得て開催する。
- 3 技術審議委員会は、技術指導員、指導員、審判員を選出し、本部長がこれを委嘱する。
- 4 技術審議委員会は、和道流空手道の技術の向上を図り、全体の技術業務を総括する。
- 5 技術審議委員会は、本部長より委嘱された審査会を実施する。
- 6 各委員の選考規定は、別に定める。

#### 第7章 入会及び退会

第24条 連盟道本部に入会しようとする者は、支部（個人の場合は事務局長）を通して会員登録申請書に所定の金額を添えて連盟道本部を通して総本部に登録をしなければならない。登録手続き完了次第、総本部により会員証（登録証）を交付する。

第25条 連盟道本部を退会しようとする者は、支部（個人の場合は事務局長）を通して所定の退会届を連盟道本部に提出しなければならない。

なお、退会した者は、会員としての一切の権利を失う。

#### 第8章 称号技術資格等

第26条 称号技術資格については、和道流空手道連盟称号・資格授与規定の定めるところによる。

- 2 連盟道本部の指導員は満30歳以上で修行年限10年以上3段以上の者で、本部長が適当と認めた者に与えることができる。
- 3 原則として、支部長は3段（分会長含む）以上の者とし、実活動1年以上原則として会員10名以上の組織を支部と認定し、それ以下は分会として認定する。

第27条 表彰

- 2 連盟道本部に多大な功績のあった者に対し、『理事会の』推薦に基づき、本部長（会長）名を以て表彰及び副賞を贈ることができる。

第28条 罰則

- 2 総本部の名誉を傷つけ、或いは連盟道本部の利益に反した言動のあった者に対しては、統制委員会の諮問を経て理事会の決議に基づき本部長（最高師範）名に以て破門、除名、除籍し、その旨を関係先に通報することができる。

なお、破門、除名、除籍を受けた者は、会員たるを象徴する一切のものを剥奪する。

#### 第9章 審査会（総本部規約第8章に基づく）

第29条 連盟道本部の昇段審査会は春秋2回の定期昇段審査会を行うが、本部長が必要と認めたときは、中止又は臨時に行うことができる。

- 2 連盟道本部の行う審査会は五段迄（地区又は本部長指定の支部は参段迄）とし、本部長（最高師範）の指名する技術審議委員が出席し、審査委員として実施する。但し、技術審議委員の出席が不可能な場合は、本部長が別に指名した者を審査委員とする。
  - (1) 地区又は支部における審査会は技術審議委員1名（技術審議員補の場合は2名）及び本部長が指名する指導員、技術指導員のいずれか3名以上が出席しなければ段位の認定はできない。
  - (2) 連盟道本部が行う参段以上の審査会における技術審議委員は、認定段位の参段位を越える上位にある者とする。但し、本部長が特に必要あると認めた場合は、この限りでない。
  - (3) 初段の審査は、技術審議委員の出席を略することができる。
  - (4) 本部長は、級の認定を地区又は支部（指導員がいない支部、分会、大学、高校を除く。）に委任することができる。
  - (5) 地区又は支部等が行う級及び段位審査会に他の地区及び支部等の会員が受審する場合は、その会員の所属する団体の長の同意書を持参して受審するものとする。
  - (6) 道本部が行う昇段審査会に受審しようとする者は、その者の所属する支部（分会含む）を経由して申請するものとする。
  - (7) (4) 項及び(5) 項による審査の結果は、それぞれの支部等に通知するものとする。
- 3 六段以上は、総本部道場又は定められた場所で、最高師範又は最高師範代行出席の下に指名された技術審議委員の出席で実施する。
  - 4 昇段合格申請には、本部長（最高師範）任命の審査員の署名捺印を要する。
  - 5 特別昇段は、別に定める。（以下の事項については総本部令に基づく。）
  - 6 昇段合格者に対し、宗家名をもって免状を授与する。
  - 7 昇段受審資格は、別に定める。
  - 8 審査料、昇段料、登録料は、別に定める。
  - 9 特別昇段料は、別に定める。
  - 10 技術指導員、指導員の認定料は、別に定める。
  - 11 級の認定は本部長及び支部長名による免状の授与をもって認定する。
  - 12 審査料及び昇段料（免状交付含む。）は別に定める。

## 第 10 章 会 計

第30条 連盟道本部の収入は、次のものをもって充てる。

- 1 入会登録料
- 2 会 費
- 3 審 査 料
- 4 段位登録料
- 5 寄 付 金
- 6 その他の収入

第31条 会 費

支部又は個人会員は毎年度会費（総本部会費等を含む。）を連盟道本部へ納入しなければならない。

- 2 支部又は分会の加盟金及び個人会費の額は、別に定める。

第32条 会計年度

連盟道本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終える。

### 第 11 章 専決処分

- 第 33 条 本部長は、特に緊急を要する場合に限り、常任理事会及び理事会（本条において「総会」という。）を招集するいとまがないと認めたときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の理事会において報告し、その承認を得なければならない。

### 第 12 章 表彰目的及び種類

- 第 34 条 当本部は、第 27 条第 2 項に基づき和道流空手道連盟北海道本部に所属し北海道本部における空手道の振興発展に多大なる尽力又は広く社会教育の興隆に寄与されたその功労、功績顕著な者を表彰することにより、当本部の振興を促進することを目的とする。
- 第 35 条 表彰は役員及び選手に功労表彰、功績表彰、感謝状等とする。
- 2 表彰の選考及び授与には、「和道流空手道連盟北海道本部表彰規程」とし、別記に表彰規程を定め、これにより選考し授与する。

### 第 13 章 雑 則

- 第 36 条 この規約は、本部長の承認を得て理事会（総会）において3分2以上の議決をもって改正できる。
- 第 37 条 この規約に定めない事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、昭和57年4月3日から施行し、昭和56年11月15日から適用する。
- 2 この規約は、平成 8年 4月 1日から施行する。（条文整理改正）
- 3 この規約は、平成10年 4月 1日から施行する。（第26条第2項改正）
- 4 この規約は、平成20年 4月13日から施行する。（第9条、第11条改正）
- 5 この規約は一部加入し、平成26年 4月 1日から施行する。  
第12章に表彰目的及び種類に、第34条第35条に条文を加える。第12章の雑則を第13章に移記し、第34条、第35条を第36条、第37条に訂正。（但し、従来の条文の改正はない。）

### 『注意』

※本規約は、当時「和道会空手道連盟北海道本部」規約が昭和42年5月1日付けで施行され昭和57年4月31日まで、歴史を辿ってきたが諸般の事情による和道会と和道流との分会により、昭和57年5月1日より「和道流空手道連盟北海道本部」と名称を改め、本規約を作成し、施行したものである。

(会員及び組織)

第1条 連盟道本部会員は、次により区分する。

- (1) 支部、分会、高校、大学等の組織及びその組織に所属する会員（以下「組織及び組織会員」という。）
- (2) 組織に所属しない会員（以下「個人会員」という。）
- (3) 規約第6条第2項第3項の会員（賛助会員、名誉会員）

第2条 連盟道本部に入会しようとする者は、加盟組織（個人会員の場合は、本部事務局）を通して会員登録申請書に所定の金額を添えて、道本部に（原則として有段者以上の者については総本部）の登録をしなければならない。

- 2 会員登録をした者には、会員証を交付する。
- 3 段位を有しない者（級の所持者）には、本部長が発行する級の免状の交付をもって会員証に変えるものとする。
- 4 級位を有しない会員の登録については、所属する組織発行の会員証又は、会費納付カード（袋）等をもって会員証に変えることができる。

第3条 規約第7条に定める支部（高校、大学含む。）の許可は総本部が行うが、申請等の手続きは、連盟道本部を経由して行うものとする。

- 2 分会（原則として年間平均会員10名に満たない組織）の扱いについては、1支部に付属する場合、総本部登録を略することができる。この場合、連盟道本部加盟組織として帰属し、総本部への機能は付属支部の範囲とする。

(理事及び常任理事)

第4条 規約第9条第10項に基づく理事は、加盟支部、高校、大学、分会の代表者が推薦し、それを本部長が認めた者をあてる。理事で、本部役員を兼ねている支部は、それに代わる者を理事として充てることができる。

第5条 常任理事は各支部長及び本部長が推薦した者をもって構成し、常に常任理事会に出席できる者とし、本部長が理事会において承認を得る。

(称号技術資格)

第6条 規約第26条に基づく技術資格を取得しようとする者は、連盟道本部主催の指導者養成講習会の課程を修了したものでなければならない。

- 2 講習会の受審資格及び教科内容は、技術審議委員会において作成する。受講料及び称号料は別に定める。

(附 則)

- 1 この細則は昭和57年4月3日より施行し、昭和56年11月15日から適用する。
- 2 この細則は、平成8年4月1日から施行する。(条文整備改正)
- 3 この細則は、平成20年4月13日から施行する。(第4条改正)

## 和道流空手道連盟北海道本部技術審議委員会運営規定

- 規約 第23条に基づく技術審議委員会の運営を円滑にするため、次のように運営規定を定める。
- 第1条 技術審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、本部長任命の審議委員若干名をもって構成し、審議委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は審議委員会の推薦により本部長が委嘱する。
- 第2条 審議委員会の議長は、委員長があたる。委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。
- 第3条 審議委員会は、総本部規定に基づき北海道における和道流空手道の技術の向上と連盟道本部における一切の技術業務を総括する。
- 第4条 審議委員会に次の専門委員を置く。
- (1) 審査部会
  - (2) 指導部会
  - (3) 審判部会
- 2 専門部会にそれぞれ部長及び副部长を置く。部長及び副部长は、各部会で選出し、本部長が委嘱する。
- 3 各部の部長及び副部长並びに部員の任期は2年とする。但し、部長、副部长及び各部員が欠けた場合、次の者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 審議委員会は、必要に応じ規約に基づく指導員等該当者の中から部会構成員（専門部員）を推薦し、部会業務にあたらせることができる。但し、審議委員会の採決には参加しない。
- 5 前項の指導員の任期は、2年とする。
- 第5条 審議委員会が最高師範並びに本部長より委嘱を受けて行う業務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 和道流空手道の審判員、指導員等の技術資格基準の決定「審査会」の主催。
  - (2) 各資格の認定及び通告。
  - (3) その他の技術に関すること。
- 2 審査部会は、級及び段の審査会、段位認定（受審資格含む。）に必要な事務の企画立案、審査会の進行、審査決定事項を行う。
- 3 指導部会、指導者講習会、指導員等の資格認定に必要な事務の企画立案、講習会の進行資格決定事項を行う。
- 4 審判部会は、組手及び形審判員の講習会及び資格認定に必要な事務の企画立案、講習会の進行、資格決定事項を行う。
- 第6条 技術審議委員会における資格認定基準及び審査料等の重要事項は常任理事会の審議を経て決定する。
- 第7条 本規定に定めない事項は、本部長の同意を得て審議委員会で協議の上、決定する。
- （附 則）
1. この規定は昭和57年4月3日より施行し、昭和56年11月15日から適用する。
  2. この規定は、平成8年4月1日から施行する。（条文整備改正）

